

保健所立入り検査 劇薬及び鎮痛剤の保管について

2016.2.6 モリケイ

疑問点

1 劇薬は鍵のかかる場所に保管すること

鍵がかかる、施錠できる場所での保管とは”施錠できるキャビネットや箱に保管しなければならないのか”

それならば局麻剤は劇薬かつ要冷所保存なので冷蔵庫にも鍵をつける必要がある。

私の前回の時の劇薬の保管については施設として施錠できればいいという解釈でした。

2 鎮痛剤は他の薬と区別しているか

ロキソニンが数年前に劇薬指定からはずれボルタレンを持たない私は鎮痛剤と言えど劇薬ではないロキソニンとカロナールだけですが、それでも抗生剤等の薬剤と区別して保管しなければならないのか

以上の疑問を薬事法で調べてみることにしました。

そのなかで一番平易に書かれた資料を添付いたしますが(薬事法そのものも見てみました)、私の読解におきましては”劇薬に関しましては他と区別保管、劇薬明示する必要はありますが施錠する必要はない、建物として施錠できればいい”と解釈されました。

また 劇薬指定でない鎮痛剤を他の抗生剤や含嗽剤と区別して管理する根拠が見当たりません。(これは少し自信がありません)

もちろんボルタレン等の劇薬鎮痛剤は当然区別管理となります。

保険所の判断で”劇薬や鎮痛剤も施錠できる特別なキャビネットや箱に入れるのが望ましいという要望”かも知れませんが、来年度予定の私は保険所の言われるように穏便に済ませたいですし、そう従おうと思っておりますが、少なくとも法的根拠には乏しいようですね。

なお薬事法から医薬品医療機器法に名前が変更され、医療監視の薬剤や機械に関してはこの法律を法的根拠にしています。

以上